

## 「第3次松本市教育振興基本計画」とは？



意見募集期間：

令和4年3月11日～令和4年4月10日

### Q どんな内容なの？

教育振興基本計画とは、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいいます。

第2次教育振興基本計画の策定から5年が経過し、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、これからの松本市の教育の目指す姿を見据え、第3次の計画を策定するものです。

### Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

松本市は、子どもの権利に関する条例を制定し、「すべての子どもにやさしいまち」を目指しています。「子ども」にやさしいまちは、「すべての市民」にとってもやさしく魅力あるまちです。

大人は子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えていきます。子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、自分らしく生きていくことを叶える学都松本。

松本市では、このような「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を実現するため、第3次教育振興基本計画を新たに策定し、施策を実施していきます。

ご意見  
お待ちしております！

